

設問1.

民法555条

1. ~~AA~~ XのYに対する売買契約に基づいて代金支払済債権とXのZに対する売買契約に基づいて代金支払済債権は訴訟物は別であるが、Yは買主であるZが買主に主張していることから、Yに対する請求が認められる場合にはZに対する請求も認められる可能性が高い。

そこでまずXとしては、Yに対する請求は訴訟条件として予備的被告としてZに対する請求を求めようとする予備的併合を求めた。この場合にはZは共同被告(39条)になる。

このような予備的併合は認められる。予備的予備的併合は認められる。予備的被告の地位が不安定になる。上の場合にも裁判に予備的被告となる。よって予備的予備的併合は認められる。

次にXは、同時履行の抗弁(41条)を主張しようとする。その条件として、同一債権の目的と他方の債権の目的が法律上併存しないことが必要である。法律上併存しないとは、両当事者が法律上両立しないことである。

本件では、XのYに対する請求は、①XとY間の売買代金支払済債権の履行が請求原因となる。XのZに対する請求は、①ZがXに代金を支払ったこと(民法545条、商法504条)が請求原因となる。XがYに代金を支払った場合、②が法律上併存しない。③が認められる。Yに対する請求が認められると、Zに対する請求も法律上併存しない。Zに対する請求も法律上併存しない。よって同時履行の抗弁は認められる。

設問2

1. 予備的併合

2. 明文の意

主手併合

3. 412.

予備的併合の併合

この訴訟方針は正しい

併合の予備的併合

解決过程中の判断と2次の場:

子之靜心
力力子之靜心

生い

乱盘还账